

## 第1章 総則

### 1.1 目的

この設計標準は、災害公営住宅の設計を行うにあたって必要な事項を定め、また、関連する根拠法令を包括的にまとめることにより、業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### 1.2 適用範囲

この設計標準は、宮城県内で整備を行う災害公営住宅に適用する。なお、市町村の方針や地域等における実情、または制度、運用による実情があるものについては、市町村の方針等による。

### 1.3 基本方針

災害公営住宅の設計にあたっては、宮城県復興住宅計画の整備方針及び宮城県災害公営住宅整備指針(ガイドライン)に定める基本的な考え方によるほか、県及び市町村など事業主体の各種計画を踏まえるものとする。

### 1.4 適用基準

以下の各種基準等を適用して設計する。

- ・公営住宅法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、市町村条例。
- ・建築基準法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、市町村条例。
- ・消防法及び同法に基づく政令、省令、告示及び市町村条例。
- ・都市計画法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・水道法及び下水道法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・ガス事業法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・液化石油ガスの保安の確保及同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・浄化槽法、水質汚濁防止法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・電気事業法、内線規程等、同法に基づく政令、省令、告示及び基準。
- ・ガス機器の設置基準及び実務指針。
- ・だれもが住みよい福祉のまちづくり条例。
- ・犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針。
- ・公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)。
- ・公共住宅建設工事共通仕様書等、公共住宅事業者等連絡協議会が編集した基準。
- ・木造建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)。
- ・建築工事標準仕様書(JASS)等の関係学会等が制定した諸基準及び日本工業規格(JIS)等の公的規格。
- ・建築設備耐震設計・施工指針。
- ・長寿社会対応住宅設計指針。
- ・その他関係諸法令及び関連諸規程。

### 1.5 併存施設(災害公営住宅と管理が異なる施設)への適用

1.4を準用するほか、宮城県建築設計要領(平成19年4月:土木部営繕課策定)及び国土交通省の官庁営繕関係統一基準に基づき設計する。